

島の朝市特区（受付番号4：隠岐の島町）

1 申請内容

目指す地域活性化

観光客を対象とする「島の朝市」を町内4地区（西郷、中村、都万、五箇）で定期的に開催し、鮮魚等の島の特産品を提供することによって、にぎわいの場を創出し、農水産業の活性化、地産地消の推進、観光の振興及び高齢者の生きがい対策を目指す。

現在の障壁

営業許可によって開設をする場合には施設基準を満たす施設設備を整える必要があり、初期投資の負担が大きい。

「朝市」を臨時営業の届け出によって実施する場合は、施設基準はないが、開設期間に制限（年3日以内）があり定期的な「朝市」の開催ができないため、にぎわい創出を妨げている。

申請者の意図

臨時営業届の範囲（年3日以内）の規制を緩和し、定期的な「朝市」の開催を臨時営業として認めてもらいたい。

2 規制の内容

食品衛生法、食品衛生法施行令、食品衛生法施行条例

- ・飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（施行令第35条に規定する営業）を営もうとする者は、知事の許可を得なければならない。（法第52条）
- ・法51条において、都道府県は施行令第35条に規定する営業について、条例で業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないとされており、食品衛生法施行条例において営業の施設の基準を定めている。（第3条別表第2）

平成7年3月20日付薬発第381号通知（臨時営業の取扱いについて）

島根県知事は、営業に該当しないもの（学園祭等で行われるバザーや地域における諸行事に付随して行われるものなど）であっても、許可を必要とする営業と同様の行為を行うものについては、これを「臨時営業」とし、届け出制とするとともに、複雑な調理行為を伴う食品や刺身等のなまものの提供は避けるよう指導している。

3 対応方針

対応不可

理由

・飲食によって起きる健康被害の発生を防止するため、食品衛生法によって影響の大きい業種（魚介類販売業や飲食店営業等）については、許可を得て食品を扱うよう定められている。

・臨時営業届は、学園祭や地区行事のバザーなど、たまたま営業に類する行為を行う場合であって、事業として認められないような極めて小規模な行為を行う場合に限り、届け出の対象としているものである。

・申請のあった「島の朝市」は、隠岐地域の活性化を図るために計画されているものであるが、中村地区を除く3地区では年3日を超えて反復継続して開催されること、ある程度の規模で行われると見込まれることから、「営業」に該当するものと判断され、許可が必要と認められる。

・また、臨時営業の日数を拡大した場合に、隠岐地域においては健康被害の発生リスクが増加しない、といった科学的根拠はないものと考えられる。

以上のことから、定期的な「朝市」の開催を臨時営業として認めることはできない。

なお、許可営業の施設基準は最低基準であり、施設設備に要する経費は、衛生管理とのバランスからみて相当の負担とまでは言えない。